

令和元年7月10日 四国運輸局法令試験問題

問題1 次の記述のうち正しいものには○印、誤っているものには×印を解答用紙に記入して下さい。

なお、試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・「個人タクシー事業」・・・・・・・・一般乗用旅客自動車運送事業
(1人1車制個人タクシー)
- ・「事業者」・・・・・・・・一般乗用旅客自動車運送事業者
(1人1車制個人タクシー)
- ・「タクシー」・・・・・・・・一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

1. 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。
2. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。
3. 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗用旅客自動車運送事業」に該当します。
4. 道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業をいいます。
5. タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。
6. 個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居することになりました。この場合、運送約款の変更の手続きが必要です。
7. 個人タクシー事業者が、発地及び着地のいずれもが許可等を受けた営業区域外となる旅客の運送をした場合は、道路運送法違反になります。
8. タクシー事業者は、その名義を他人に当該事業のために利用させることも貸し渡すこともできません。
9. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に規定する事業用自動車の使用停止処分を受けた場合には、自動車登録番号標の領置を受けるべきことを命ぜられることがあります。個人タクシー事業者に限っては適用されません。

10. 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについても記載することになっています。
11. 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可を申請しようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載する必要はありません。
12. 運送約款に定める事項の1つとして、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項があります。
13. 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書には譲渡価格を記載する必要があります。
14. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
15. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。
16. タクシー事業者は、盲導犬を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することができます。
17. 事業者は、行き先を告げることもできない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しても運送の引受けを拒絶することはできません。
18. タクシー運転者は、乗務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を乗務記録に記録しなければなりません。
19. タクシー車両に備え付ける地図は、旅客自動車運送事業運輸規則において、少なくとも営業区域内の一定の事項その他地方運輸局長が指定する事項が明示された地図で、地方運輸局長の指定する規格に適合するものと定められています。
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に当該事業者の氏名又は名称を掲示しなければなりません。
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。個人タクシー事業者はその適用が除外されません。

22. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、踏切を通過するときは、変速装置を操作してはいけません。
23. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、その服装について特に規定はありません。
24. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、迎車回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。
25. 一般旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がありますが、個人タクシー事業者は提出する義務はありません。
26. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客は、運転者が行う運送の安全確保のための職務上の指示に従わなければならないことが規定されています。
27. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められています。
28. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者であっても、当該期限更新の申請前1年以内に公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診する必要はありません。
29. 個人タクシー事業者が事業を60日間休止するときは、届出をしなければなりません。
30. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書、輸送実績報告書を提出していなくても、個人タクシー事業の更新後の許可期限には影響しません。
31. 営業的割引は、主に需要喚起を目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）であって、他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないと認められれば、利用者間に不当に差別的取扱いをするものであっても設定することができます。

32. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければなりません。
33. タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から6ヶ月間と定められています。
34. 個人タクシー事業者は、業務中に疾病によりタクシーの運転を継続することができなくなる自動車事故を引き起こした場合、死傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。
35. 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、3ヶ月以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。

問題2 次の文章は一般乗用旅客自動車運送事業に関する法令の一部です。()にあてはまる最も適切な語句を下欄の枠内から選び、その記号を解答用紙に記入して下さい。(あてはまる語句は、何度でも使用できます。)

道路運送法 第30条

一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な(①)によることを求め、その他(②)を阻害する行為をしてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような(③)をしてはならない。

3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 (④)は、前三項に規定する(⑤)があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

ア 国土交通大臣	イ 地方運輸局長	ウ 公共の福祉
エ 行為	オ 事項	カ 競争
キ 運送条件	ク 差別的取り扱い	ケ 公衆の利便
コ 運賃及び料金		

氏名 _____

令和元年7月10日実施 四国運輸局

法令試験問題

解答用紙

問題1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問題2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和元年7月10日実施 四国運輸局

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問題 1

1	○ 運 1	2	○ 運 2	3	○ 運 3	4	○ 運 3	5	× 運9-3
6	× 運11	7	○ 運20	8	○ 運33	9	× 運41	10	× 運施 4
11	○ 運施10-3	12	○ 運施12	13	○ 運施22	14	○ 輸 2	15	× 輸 3
16	× 輸13+52	17	× 輸13	18	○ 輸25	19	○ 輸29	20	○ 輸42
21	× 輸47	22	○ 輸50	23	× 輸50	24	× 輸50	25	× 報告
26	○ 約款 2	27	○ 約款 9	28	× 期限更新	29	○ 期限更新	30	× 期限更新
31	× 運賃制度	32	× 車67	33	× 点検 4	34	× 事故2+3	35	× 事故2+3

問題 2

①	キ	②	ケ	③	カ	④	ア	⑤	エ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

新型設問はありません。

31は原文通りです。

問2の選択肢イは誤記がありましたが、会場で修正をされたようなので修正後の語句にしてあります。

32の車両法67条は改正が公布されていますが、未施行なので無問題と考えます。